

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	この事務は、住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証や住民に関する事務処理の基礎とともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、記録の適正な管理を図ることで、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としています。（住民基本台帳法第1条） このため、市町村長は住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録や記録の管理を適正に行うとともに、住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めることとなっています。（住民基本台帳法第3条） そこで、区役所の戸籍課では、引っ越しや世帯構成によって住民基本台帳の内容に変更が生じた市民からの届出を受付し、修正を行っています。また、婚姻、離婚、出生、死亡などの戸籍の届出を行うと、届出の受付をした市町村長から横浜市（住所地）に通知等が届きますので、この通知等に基づいて住民基本台帳の修正を行います。 なお、これらの住民基本台帳の情報は、各市町村の住民基本台帳の情報をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築された住民基本台帳ネットワークシステムに、本人確認情報として、送信しています。 なお、特定個人情報は次の事務に利用しています。 ○住民基本台帳の記載・修正 ・本人等からの届出による記載・修正 ・各種通知による記載・修正 ○住民票の写し等の証明書の交付 ・区役所戸籍課での交付 ・行政サービスコーナー、横浜市郵送請求事務センターでの交付 ・個人番号カードを用いたコンビニマルチコピー機での自動交付 ○住民基本台帳ネットワーク関連事務 ・広域交付住民票の写しの交付 ・個人番号の変更 ・個人番号カードの交付 ・個人番号通知書、個人番号カードの交付申請書の再交付 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（以下、「個人番号及び個人番号カード命令」という。）第35条により事務の一部を地方公共団体情報システム機構に委任しています。 ○情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報提供事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行います。
③システムの名称	○横浜市住民記録システム ○証明発行システム ○住民基本台帳ネットワークシステム ○統合番号連携システム ○中間サーバー ○コンビニ交付証明発行サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

- 住民基本台帳関連ファイル
 - (1) 住民基本台帳（横浜市住民記録システム）
 - (2) 住民基本台帳（証明発行システム）
 - (3) 本人確認情報ファイル（住民基本台帳ネットワークシステム）
 - (4) 送付先情報ファイル（住民基本台帳ネットワークシステム）
- 統合番号連携ファイル
 - (5) 統合番号連携ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○住民基本台帳法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ○番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) 【照会】 なし(住民基本台帳事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会はいりません)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課
②所属長の役職名	窓口サービス課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市民市民局窓口サービス部窓口サービス課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2176
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

住民基本台帳事務では、住所を含む3情報以上で本人確認を行うよう周知をしており、処理内容について複数人での確認を行うこととしている。また、住基ネット及びマイナンバー事務手順書によって次の対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。

- ・マイナンバーを取り扱う作業は、他の職員の目が届くよう作業エリアを限定し、マイナンバーカードについては、交付担当職員に引き継ぐまで作業エリアから持ち出さない。
- ・ドキュメントや帳票、マイナンバーカード等は、施錠ができる保管庫に保管する。また、マイナンバーカードに関しては交付準備等で出し入れする場合を除き、常時施錠し、出し入れは原則2名以上の職員で確認のうえ行う。
- ・本人確認情報の訂正、入力、削除を行った場合、処理後に操作した職員以外の職員が処理内容を確認する。
- ・マイナンバーカードの交付に係る業務において、納品確認、通知書発送、カード準備、保管庫の施錠確認、端末の台数確認については原則複数人で行う。等

9. 監査

実施の有無

☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	・個人番号カードを用いたコンビニマルチコピー機での自動交付	事前	コンビニ交付サービスにおける個人番号が記載された住民票の写し及び住民票記載事項証明書の追加に伴う変更
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	○住民基本台帳ネットワーク関連事務 ～略～ ・通知カード、個人番号カードの交付申請書の再交付 ※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(以下、通知カード及び個人番号カード省令)第35条により事務の一部を地方公共団体情報システム機構に委任しています。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行います。	○住民基本台帳ネットワーク関連事務 ～略～ ・個人番号通知書、個人番号カードの交付申請書の再交付 ※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(以下、個人番号及び個人番号カード省令)第35条により事務の一部を地方公共団体情報システム機構に委任しています。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行います。	事後	番号法改正に伴う通知カードの廃止、個人番号通知書の発行開始に伴う名称等の修正及び文言等の修正
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	○コンビニ交付証明発行サーバ	事前	コンビニ交付サービスにおける個人番号が記載された住民票の写し及び住民票記載事項証明書の追加に伴う変更
令和3年12月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6022 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2219 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635	事後	庁舎移転または電話番号変更に伴う軽微な変更
令和3年12月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市民局市政支援部窓口サービス課 230-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-2176	横浜市民局市政支援部窓口サービス課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2176	事後	市庁舎移転に伴う変更
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	基準日の変更
令和3年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	基準日の変更
令和4年4月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	基準日の変更
令和4年4月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	基準日の変更
令和4年4月27日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	記載に誤りがあったため
令和7年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(以下、個人番号及び個人番号カード省令)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(以下、「個人番号及び個人番号カード命令」という。)	事後	名称変更に伴う修正
令和7年3月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法第22条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第22条	事後	表記ゆれの統一化による修正
令和7年3月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横浜市民局市政支援部窓口サービス課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2176	横浜市民局窓口サービス部窓口サービス課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2176	事後	機構改革に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、16の2、18、20、21、23、26、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項)	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【提供】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年3月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	(追加)		事後	様式変更による追加
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(追加)		事後	様式変更による追加
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	様式変更による追加